

地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を今年度も引き続き行っています。

(1)支援の対象となるのは？

対象世帯は、以下の世帯の中でNHKの放送受信料が全額免除となっている世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
- ②障害者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民非課税の措置を受けている世帯
- ③社会福祉事業施設に入居し、自らテレビを持ち込んでいる世帯

(2)受けられる支援の内容は？

地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー」の無償給付、訪問設置を行います。アンテナ改修等が必要な場合にはその支援も行います。また、共同受信施設やケーブルテレビを利用されている場合には、その改修経費として支援を受ける世帯が負担する額の給付を行います。

(3)支援の申込受付期間

4月19日(月)～7月2日(金) (消印有効)

(4)ご注意ください

- ・ 支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。
- ・ 支援は現物給付です。ご自身で購入したチューナー、アンテナ等の費用を清算することはできません。

本支援に関する問い合わせ

総務省 地デジチューナー支援実施センター <http://www.chidejishien.jp>



電話  0570-033840 FAX  044-966-8719

(平日9:00～21:00、土、日、祝日9:00～18:00)

* IP電話等、上記の電話番号がつかない場合は、☎ 044-969-5425

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ

NHK視聴者コールセンター <http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

電話  0570-000588 FAX  044-888-4340

(平日9:00～21:00、土、日、祝日9:00～18:00)

* IP電話等、上記の電話番号がつかない場合は、☎ 044-871-8441